

下水はどうやってきれいになるの？ 下水処理場見学会

問 下水道課 TEL.06-6992-1747

内 ▽下水道について知ろう

▽下水がどうやってきれいになるのか実際に見てみよう

時 11月24日(日) 13:00~15:00※雨天中止

場 守口市下水終末処理場(南寺方東通1-7-7)

現地集合・現地解散

無料駐車場および駐輪場あり

対 市内在住者

(小学生以下は保護者の同伴が必要)

定 先着20人程度

申 10月7日(月)9:00~

21日(月)17:00に

オンライン申請



オンライン申請



令和7年度市立学校使用教科書

問 学校教育課 TEL.06-6995-3151

問 教育センター TEL.06-6997-0703

令和7年度から新たに市立中学校および義務教育学校後期課程で使用される教科書が、7月29日の教育委員会採択されました。

これは、より適正かつ公正な教科書採択を行うため諮問を受けた守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会が、綿密な調査研究を行った答申に基づくものです。

なお、教科書は市教育センターで閲覧できます。

種目	発行者	種目	発行者
国語	光村図書	国語	三省堂
書写	光村図書	書写	光村図書
社会	教育出版	社会(地理)	帝国書院
地図	帝国書院	社会(歴史)	東京書籍
算数	教育出版	社会(公民)	日本文教出版
理科	啓林館	地図	帝国書院
生活	啓林館	数学	東京書籍
音楽	教育芸術社	理科	啓林館
図画工作	日本文教出版	音楽(一般)	教育芸術社
家庭	開隆堂	音楽(器楽合奏)	教育芸術社
保健	大日本図書	美術	光村図書
英語	光村図書	保健体育	東京書籍
道徳	光村図書	技術・家庭(技術)	東京書籍
		技術・家庭(家庭)	開隆堂
		英語	東京書籍
		道徳	あかつき図書

「もりかど万博」も同時開催 もりかどECマーケット2024公開

問 守口門真商工会議所 商工振興部 中小企業相談所 TEL.06-6909-3303



インターネット通販・ネットショップに取り組みされている地域の事業所を応援するホームページ「もりかどECマーケット」の2024年度版を公開しました。

地域のお店の人気商品・サービスを、その場で購入・予約できる便利なサイトです。また、守口・門真のふるさと納税返礼品も紹介しています。

守口門真商工会議所一押しの商品をピックアップした「オススメ特集」、人気商品が一目でわかる「注目ランキング」などもあり、わかりやすく見やすいサイトを目指しました。新たな商品・サービスも追加され、自慢の逸品が揃っていますので、ぜひ活用してください！



注 ふるさと納税の制度上、お住まいの(住民票登録のある)自治体の返礼品である場合、原則返礼品は受け取れません。商品のみをお求めの場合は各店舗などへお問い合わせください。

もりかど万博開催！

来年開催される2025年大阪・関西万博の機運醸成イベントとして、守口・門真市内でもりかど万博を開催します。

「もりかどECマーケット」にも参加している、個性豊かな守口・門真のお店が出店します。地元のとおきの商品を発見できる絶好の機会ですので、ぜひお越しください。

日時	場所	出店内容
10月14日(月・祝) 10:00~15:00	ラプリーフェスタ (そよら古川橋駅前 屋上駐車場)	▽和菓子 ▽雑貨
11月3日(日・祝) 10:00~16:00	守口市市民まつり会場 (大枝公園)	▽和菓子 ▽煎餅

注 内容は予告なく変更になる場合があります。

消費生活センターだより 新聞購読契約のトラブル

【事例1】

3日前、来訪した新聞勧誘員から購読契約を勧誘された。「他社の新聞を来年末まで契約している」と言うので「ビール1ケースを付けるので、他社の購読期間が終わる頃から3年間の購読契約をしてほしい」と強く勧められて応じた。だが家族に反対されたのでキャンセルしたい。

【事例2】

軽い認知症の母に新聞勧誘員が何度も購読契約を勧めるので困っている。何度断ってもあきらめない。しつこい勧誘をやめさせたい。

【アドバイス】

▼キャンセルはできるのか

・訪問販売による新聞購読契約は**契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます**。契約書は必ず保管しましょう。

・クーリング・オフ期間経過後は「購読期間を定めた契約」は販売店の合意が無いと一方的に解約できません。状況が変わることもあるので、**配達開始時期がかなり先の契約や長期の契約は避けましょう**。「契約期間の定めのない契約」ならいつでも解約できます。

・新聞公正取引協議会が定めている「**新聞購読契約に関するガイドライン**」では契約者の死亡や購読が困難になる病気・

入院・転居など解約が合理的と考えられるときや、判断力が不足している状態での契約などの場合、販売店は解約に応じるべきとしています。

▼高額な景品を受け取ってよいのか

・新聞公正競争規約では、契約期間に関わらず**景品の上限額は取引価格の8%または購読料の6カ月分の8%のいずれか低い額となっています**。トラブルを避けるためにも上限額以上の景品は受け取らないようにしましょう。

▼勧誘を断るには

・「訪問販売お断りステッカー」を玄関に貼っているのに勧誘する行為は大阪府消費者保護条例違反です。訪問販売を規制する特定商取引法でも、断っているのに再勧誘する行為は法律違反行為になります。**違反行為と伝えて、きっぱりと断りましょう**。

備 「訪問販売お断りステッカー」は消費生活センターで無料配布しています。

問 消費生活センター相談専用電話

TEL.06-6998-3600(平日 9:00~16:30)

問 消費者ホットライン

TEL.局番無し 188

(土・日、祝日 10:00~16:00)



「戦後79年」平和への祈り 守口市戦没者追悼式

問 地域福祉課 TEL.06-6992-1570

市では、先の大戦で犠牲となった人々に対し、追悼の誠を捧げるとともに、再び戦争の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久平和への誓いを新たにするため「守口市戦没者追悼式」を次のとおり開催します。どなたでもご参列いただけますので、ぜひお越しください。

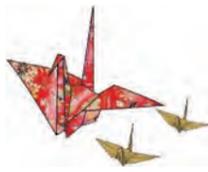
内 黙とう・追悼のことば・献花

時 10月30日(水)

14:00~(13:30開場)

場 市役所1階大会議室

注 式典に見合った服装でご列席ください。



新たに対象となる人は申請が必要です 児童手当の制度が変わります

問 子育て支援政策課

TEL.06-6992-1647(振り込みに関すること)

TEL.06-6992-1357(拡充に関すること。コールセンター)

児童手当の振込日は10月8日です

令和6年6月分~9月分(制度改正前分)を、10月8日(火)に振り込みます。転入などを行っている人は、対象月が変わります。

児童手当が拡充されます

令和6年10月分(初回支給は令和6年12月)から児童手当が拡充されます。主な変更点は以下のとおりです。
▽支給対象が、高校生年代(18歳到達後最初の年度末)までに拡大します。

▽支給時期が年6回(偶数月)になります。

▽手当月額は以下のとおりとなります。所得制限はなくなります。

	3歳未満	3歳~18歳到達後 最初の年度末まで
第1子・第2子	15,000円	10,000円
第3子以降	30,000円	30,000円

高校生年代の子どもがいる人や、所得制限で支給対象外となっている人などは申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。ただ、コールセンターへ問い合わせください。

